

令和3年度 事業計画

第1 シルバー人材センターを取り巻く環境

総務省が令和2年9月に公表した「統計からみた我が国の高齢者」によると、総人口が前年に比べ29万人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は前年に比べ30万人増加し3,617万人と過去最多となり、高齢化率についても28.7%と前年に比べて0.3ポイント上昇し過去最高となりました。また、令和元年の高齢者の就業者数は16年連続で前年に比べ増加し、892万人と過去最多となっています。

一方、大阪府における令和3年1月の有効求人数は前年同月比で19.7%減少、有効求職者数は同17.2%増加しており、その結果、有効求人倍率は1.16倍と前年同月と比較して0.53ポイント低下と急激に落ち込んでいます。これはコロナ禍の状況のもと、雇用失業情勢は急激に悪化しており、社会経済活動の激変により、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の実績にも大きな影響を及ぼしています。

政策面では、本年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会確保が努力義務とされました。このことにより、シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員拡大計画への影響も懸念され、令和元年度末現在で大阪府内の会員の平均年齢は73.1歳となっていますが、今後の新規会員の高齢化とともに、さらに平均年齢が上昇することが予想されます。

加えて、大阪府をはじめ主要都市では第2次緊急事態宣言解除後において、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向となっていることから、シルバー事業実績への影響を注視しつつ、会員が安心して就業できるよう感染防止対策を徹底する必要がある

ります。

また、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されることが予定されており、実施されれば会員に支払う配分金に係る仕入れ控除が認められず、拠点センターの運営に極めて大きな影響を及ぼすこととなります。令和3年10月1日からは、適格請求書発行事業者の登録も開始されることから、適切な対応が図れるよう検討を進めていきます。

シルバー事業の運営に当たっては、こうした諸情勢をふまえた上で、今後の運営方針を確立していく必要があります。

第2 シルバー人材センター事業

1. 会員拡大の推進と支援

地域の期待に応えるためには、会員の拡大が不可欠であり、マスコミ媒体等を活用し、センターの理念と事業を幅広く広報し、会員拡大を推進します。

大阪府シルバー人材センター協議会（以下「大シ協」という。）は、第2次中期計画による目標数として、令和3年度には会員数60,600人の実現を掲げており、引き続きPDCAサイクルによる管理を行い、会員拡大の取組を強化します。

とりわけ、本年4月から改正高齢者雇用安定法の施行に伴い70歳までの就業確保措置が実施されれば、男性会員を中心に減少が顕著となることから、近年増加傾向にある女性会員に特化した取組も必要になり、「福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等、女性会員を重点とした就業分野の開拓も積極的に推進していきます。

2. 安全・適正就業の促進

「安全・安心なシルバー事業」の展開は、事業遂行の上で根幹をなすものであり組織を挙げて安全対策を第一に、引き続き強力な取組の推進を図っていきます。

このため、安全・適正就業部会を開催し、安全・適正就業年次計画の策定、安全就業大会や安全・適正就業推進員会議の開催、就業現場へのパトロールの実施、安全就業に対する情報提供等を行い、意識の高揚を図ります。

さらに、安全就業の基本である健康管理を徹底させるため、会員自らが健康診断を確実に受診するよう周知します。

また、会員の一部に長時間就業が見受けられるため、法人として不適切な就業の根絶に向けた取組として、指導、助言を実施します。

3 普及啓発事業の推進

年間を通じてシルバー事業の意義を地域社会に広く周知するとともに、10月の普及啓発月間を中心とした経験交流大会やシルバーフェアの開催、ボランティア活動の実施など、大シ協とセンターとの連携のもと展開することとします。

また、シルバー事業のより一層の周知広報に努め、記者提供及びホームページの拡充、改良などと共に、新規会員の加入促進や就業開拓・促進を図ることとします。

4 福祉・家事援助サービス事業の推進

センターが請負として実施している福祉・家事援助サービス事業の中には、高齢者や障害者等に対し、介護保険の給付の対象とならない身の回りの世話等を提供する福祉サービス、福祉サービスの対象者以外の個人家庭を対象とする家事援助サービス、未就学児及び小学生以下の児童を対象とする育児支援サー

ビスがあり、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後ますます需要が増加するものと予測されます。

会員が共働・共助の理念を踏まえて、介護や家事援助を必要とされている高齢者等に対して、支えていく事業として積極的に進めます。

5 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材確保育成事業

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」については、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進するためのマッチング機能を強化し、企業活動や社会の活性化を図るものとなり、引き続き、センターへの情報提供等の支援を行ってまいります。

また、令和3年度の大阪労働局委託事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」においては、令和2年度の同事業に引き続き、シルバー事業の周知・広報による新規会員確保はもとより、女性及び定年退職予定者等に特化した周知・広報、新たな分野で活躍を希望している会員等に対する就業体験及び技能講習を実施します。また、会員が希望する分野での仕事の発注が見込まれる企業に対するセミナーを実施し、新たにセンターを活用する企業を増やすことをめざして、効果的な事業運営を図ります。

6 シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業の実施

シルバー派遣事業については、昨年4月から改正労働者派遣法が施行されたことに伴い、大阪府内において同一労働、同一賃金への対応として派遣先均等・均衡方式により実施しており、円滑な業務処理ができるように引き続きセンターへの指導・援助を行ってまいります。

また、有料職業紹介事業については、事業実績は減少傾向ですが、請負・委任や派遣事業を補完する事業として推進していきます。

なお、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に取扱いを限定した高齢法第 39 条に基づく特例措置を活用した業務拡大については、令和 2 年 10 月 15 日現在、37 道府県、711 センターで指定されており、大シ協においても今年度中の指定をめざして、大阪府と具体的な協議を行っていきます。

7 関係行政機関・関係諸団体との連携

大シ協及びセンターにおけるシルバー事業がより円滑かつ効果的、効率的に事業運営が図られるよう、全国シルバー人材センター事業協会、近畿シルバー人材センター連絡協議会、大阪労働局、大阪府はもとより、その他関係行政機関及び経済団体等からの情報収集・提供をはじめとする連携を積極的に行っていきます。